

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年3月29日

【会社名】 アグロ カネショウ株式会社

【英訳名】 AGRO-KANESHO CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 社長執行役員 櫛 引 博 敬

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂四丁目2番19号

【電話番号】 03(5570)4711(代表)

【事務連絡者氏名】 上席執行役員経営企画本部長 海 部 行 延

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂四丁目2番19号

【電話番号】 03(5570)4711(代表)

【事務連絡者氏名】 上席執行役員経営企画本部長 海 部 行 延

【縦覧に供する場所】 アグロ カネショウ株式会社 西日本支店
(大阪府吹田市江坂町一丁目13番41号)
アグロ カネショウ株式会社 関東支店
(埼玉県所沢市下安松852)
アグロ カネショウ株式会社 東海支店
(愛知県名古屋市中区丸の内一丁目4番12号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2021年3月24日に開催しました第62回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2021年3月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金12円 総額149,366,376円

ロ 効力発生日

2021年3月25日

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行う。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）として榎引博敬、井上智広、木下善夫の3名を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、長谷川正次、藤倉基晴、岩崎泰一の3名を選任する。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として横山良和氏を選任する。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額を年額300百万円以内（うち社外取締役分は50百万円以内）とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとする。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を年額50百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとする。

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対して、株式報酬制度に基づく報酬を支給すること並びに株式報酬等の額及び内容等の詳細は取締役会に一任するものとする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案	106,050	247	0	(注)1	可決 99.01
第2号議案	106,038	259	0	(注)2	可決 99.00
第3号議案					
榎引博敬	105,740	557	0	(注)3	可決 98.72
井上智広	105,735	562	0		可決 98.72
木下善夫	105,743	554	0		可決 98.72
第4号議案					
長谷川正次	105,721	576	0	(注)3	可決 98.70
藤倉基晴	105,685	612	0		可決 98.67
岩崎泰一	105,738	559	0		可決 98.72
第5号議案	105,742	555	0	(注)3	可決 98.72
第6号議案	105,687	610	0	(注)1	可決 98.67
第7号議案	105,676	621	0	(注)1	可決 98.66
第8号議案	105,581	716	0	(注)1	可決 98.57

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。